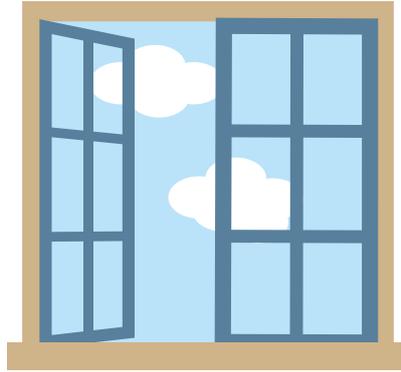


やさしい銀行 の読み方

～銀行の財務諸表とディスクロージャー～





はじめに

銀行の業務は一般事業会社とは様々な面で異なります。例えば預金の受入れ・資金の運用といった金融仲介機能はその最たるものです。また、その他にも信用創造機能や資金決済機能という重要な機能もあり、公共性や社会性が極めて高い業務を行っています。

その特殊性もあって、銀行が作成する財務諸表においても一般事業会社と異なる様式が定められています。銀行のディスクロージャー（開示）を理解するためには、その内容や枠組みを理解することが欠かせません。また、銀行には自己資本比率規制をはじめとした特別な規制が課せられていることも忘れてはなりません。

この冊子は銀行の財務諸表の内容や開示に焦点を当て、その概略について、体系的に説明したものです。読者におかれましては、銀行の開示書類を見る際に、この冊子を参考にすることで、より深い理解の一助としていただければ幸いです。

平成28年3月
一般社団法人全国銀行協会

内 容

第 1 部 銀行の財務諸表の構成

| | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 銀行と一般事業会社の財務諸表の違い | 04 |
| 2 | 銀行の経営形態と連結財務諸表 | 08 |
| 3 | 貸借対照表 | 10 |
| ① | 資産の部 | 13 |
| ② | 負債の部 | 15 |
| ③ | 純資産の部 | 15 |
| 4 | 損益計算書 | 16 |
| 5 | 包括利益計算書 | 22 |
| 6 | 株主資本等変動計算書 | 23 |
| 7 | キャッシュ・フロー計算書 | 24 |
| 8 | 自己資本比率規制 | 26 |

第 2 部 銀行のディスクロージャー

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 銀行のディスクロージャーの枠組み | 29 |
| 2 | 銀行の経営指標 | 32 |

第1部

銀行の財務諸表の構成

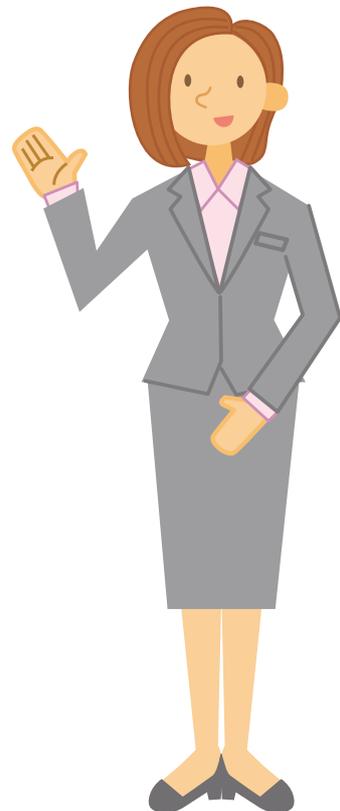
1 銀行と一般事業会社の財務諸表の違い

銀行は、会社法・金融商品取引法や各種会計基準等のほか、銀行法や銀行法施行規則に従い財務諸表を作成しています。

銀行は一般の製造業のように、原材料を仕入れ、加工し、製造を行うことではなく、金融仲介を主な業務としています。そのため、一般事業会社とは表示科目・勘定科目が大きく異なっています。一例として、一般事業会社では、財務諸表の貸借対照表上、預金は「資産」として取扱いますが、銀行では預金は預金者へいづれ返されるものですから、「負債」となります。貸借対照表を例にとり、一般事業会社との違いを表したものが以下の表です。科目の違いや、資産における流動・固定の区分がない等の違いがよくわかると思います。また、損益計算書でみると、銀行には「営業利益」は存在しないといった違いがあります。

財務諸表は貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・包括利益計算書・キャッシュ・フロー計算書等で構成されています。それぞれの内容については3以降で詳しく説明します。

また、国際会計基準(IFRS)等に関し、一般事業会社の任意適用が増加している状況にありますが、銀行法施行規則で定められている別紙様式(銀行の報告内容等を規定したもの)や金融検査マニュアル、自己資本比率規制の枠組みは基本的に日本基準を基礎としているものと考えられるため、この冊子もその前提で作成しています。



● 一般事業会社と銀行の財務諸表の違い

(貸借対照表)

| 一般事業会社 | 銀行 | 一般事業会社 | 銀行 |
|--------------------|--------------------|-------------------------|---------------------|
| (資産の部) | (資産の部) | | |
| 流動資産 | 現金預け金 | 無形固定資産 | その他の資産 |
| 現金及び預金 | 現金 | のれん | 有形固定資産 |
| 受取手形 | 預け金 | 特許権 | 建物 |
| 貸倒引当金 | コールローン | 借地権 | 土地 |
| 売掛金 | 買現先勘定 | …………… | リース資産 |
| 貸倒引当金 | 債券貸借取引支払保証金 | ソフトウェア | 建設仮勘定 |
| リース債権 | 買入手形 | リース資産 | その他の有形固定資産 |
| 貸倒引当金 | 買入金銭債権 | …………… | 無形固定資産 |
| リース投資資産 | 特定取引資産 | 無形固定資産合計 | ソフトウェア |
| 貸倒引当金 | 商品有価証券 | 投資その他の資産 | のれん |
| 有価証券 | 商品有価証券派生商品 | 投資有価証券 | リース資産 |
| 商品及び製品 | 特定取引有価証券 | 関係会社株式 | その他の無形固定資産 |
| 仕掛品 | 特定取引有価証券派生商品 | 関係会社社債 | 前払年金費用 |
| 原材料及び貯蔵品 | 特定金融派生商品 | その他の関係会社有価証券 | 繰延税金資産 |
| 前渡金 | その他の特定取引資産 | 出資金 | 再評価に係る繰延税金資産 |
| 前払費用 | 金銭の信託 | 関係会社出資金 | 支払承諾見返 |
| 繰延税金資産 | 有価証券 | 長期貸付金 | 貸倒引当金 |
| 未収収益 | 国債 | 貸倒引当金 | 資産の部合計 |
| 株主、役員又は従業員に対する短期債権 | 地方債 | 株主、役員又は従業員 に対する長期貸付金 | |
| 貸倒引当金 | 短期社債 | | |
| 短期貸付金 | 社債 | 貸倒引当金 | |
| 貸倒引当金 | 株式 | 関係会社長期貸付金 | |
| 未収入金 | その他の証券 | 貸倒引当金 | |
| …………… | 貸出金 | 破産更生債権等 | |
| 流動資産合計 | 割引手形 | 貸倒引当金 | |
| 固定資産 | 手形貸付 | 長期前払費用 | |
| 有形固定資産 | 証書貸付 | 前払年金費用 | |
| 建物 | 当座貸越 | 繰延税金資産 | |
| 減価償却累計額 | 外国為替 | 投資不動産 | |
| 構築物 | 外国他店預け | 減価償却累計額 | |
| 減価償却累計額 | 外国他店貸 | …………… | |
| 機械及び装置 | 買入外国為替 | 投資その他の資産合計 | |
| 減価償却累計額 | 取立外国為替 | 固定資産合計 | |
| …………… | その他資産 | 繰延資産 | |
| …………… | 未決済為替貸 | 創立費 | |
| …………… | 前払費用 | 開業費 | |
| …………… | 未収収益 | 株式交付費 | |
| …………… | 先物取引差入証拠金 | 社債発行費 | |
| 土地 | 先物取引差金勘定 | 開発費 | |
| リース資産 | 保管有価証券等 | 繰延資産合計 | |
| 減価償却累計額 | 金融派生商品 | 資産合計 | |
| 建設仮勘定 | 金融商品等差入担保金 | | |
| …………… | 社債発行費 | | |
| 有形固定資産合計 | リース投資資産 | | |

※銀行の財務諸表は特定取引勘定設置銀行用です。

(損益計算書)

| 一般事業会社 | 銀行 | 一般事業会社 | 銀行 |
|-----------------------|---------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 売上高 | 経常収益 | | 役員取引等費用 |
| 売上原価 | 資金運用収益 | | 支払為替手数料 |
| 商品（又は製品）期首たな卸高 | 貸出金利息 | | その他の役員費用 |
| 当期商品仕入高（又は当期製品製造原価） | 有価証券利息配当金 | | 特定取引費用 |
| 合計 | コールローン利息 | | 商品有価証券費用 |
| 商品（又は製品）期末たな卸高 | 買現先利息 | | 特定取引有価証券費用 |
| 売上総利益（又は売上総損失） | 債券貸借取引受入利息 | | 特定金融派生商品費用 |
| 販売費及び一般管理費 | 買入手形利息 | | その他の特定取引費用 |
| | 預け金利息 | | その他業務費用 |
| | 金利スワップ受入利息 | | 外国為替売買損 |
| | その他の受入利息 | | 国債等債券売却損 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 役員取引等収益 | | 国債等債券償還損 |
| 営業利益（又は営業損失） | 受入為替手数料 | | 国債等債券償却 |
| 営業外収益 | その他の役員収益 | | 社債発行費償却 |
| 受取利息 | 特定取引収益 | | 金融派生商品費用 |
| 有価証券利息 | 商品有価証券収益 | | その他の業務費用 |
| 受取配当金 | 特定取引有価証券収益 | | 営業経費 |
| 仕入割引 | 特定金融派生商品収益 | | その他経常費用 |
| 投資不動産賃貸料 | その他の特定取引収益 | | 貸倒引当金繰入額 |
| | その他業務収益 | | 貸出金償却 |
| | 外国為替売買益 | | 株式等売却損 |
| 営業外収益合計 | 国債等債券売却益 | | 株式等償却 |
| 営業外費用 | 国債等債券償還益 | | 金銭の信託運用損 |
| 支払利息 | 金融派生商品収益 | | その他の経常費用 |
| 社債利息 | その他の業務収益 | 経常利益（又は経常損失） | 経常利益（又は経常損失） |
| 社債発行費償却 | その他経常収益 | 特別利益 | 特別利益 |
| 売上割引 | 貸倒引当金戻入益 | 固定資産売却益 | 固定資産処分益 |
| | 償却債権取立益 | 負ののれん発生益 | 負ののれん発生益 |
| | 株式等売却益 | | 金融商品取引責任準備金取崩額 |
| 営業外費用合計 | 金銭の信託運用益 | | その他の特別利益 |
| | その他の経常収益 | 特別利益合計 | |
| | 経常費用 | 特別損失 | 特別損失 |
| | 資金調達費用 | 固定資産売却損 | 固定資産処分損 |
| | 預金利息 | 減損損失 | 減損損失 |
| | 譲渡性預金利息 | 災害による損失 | 金融商品取引責任準備金繰入額 |
| | コールマネー利息 | | その他の特別損失 |
| | 売現先利息 | | |
| | 債券貸借取引支払利息 | 特別損失合計 | |
| | 売渡手形利息 | 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） | 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） |
| | コマースナル・ペーパー利息 | 法人税、住民税及び事業税 | 法人税、住民税及び事業税 |
| | 借用金利息 | 法人税等調整額 | 法人税等調整額 |
| | 短期社債利息 | 法人税等合計 | 法人税等合計 |
| | 社債利息 | 当期純利益（又は当期純損失） | 当期純利益（又は当期純損失） |
| | 新株予約権付社債利息 | | |
| | 金利スワップ支払利息 | | |
| | その他の支払利息 | | |

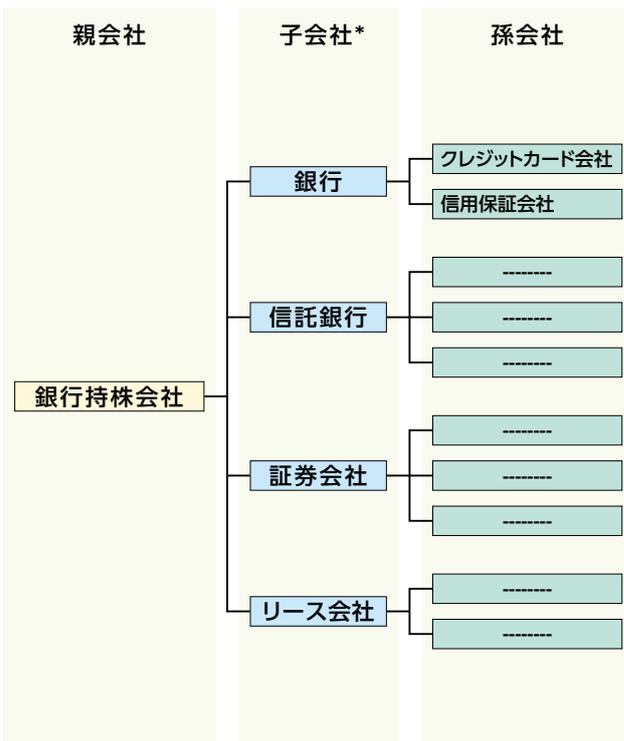
2 銀行の経営形態と連結財務諸表

(1) 銀行の経営形態

銀行の本業である固有業務は、預金・貸出・為替の三大業務とされ、付随業務に関しても、銀行法において厳しく制限されています。また、業務拡大や海外展開に伴い、子会社で一部業務を行う銀行も出てきました。銀行法では第14条の2第2号において「子会社等」が規定されており、「子会社」「子法人等」「関連法人等」をあわせたものとされています。

また、銀行持株会社を親会社とし、その傘下に複数の銀行や証券会社等を置く経営形態も増えてきました。メガバンクをはじめ、多くの子会社や子銀行を持つ銀行はこの形態を取ることが多くなってきています。

● 銀行グループの例(その1)



● 銀行グループの例(その2)



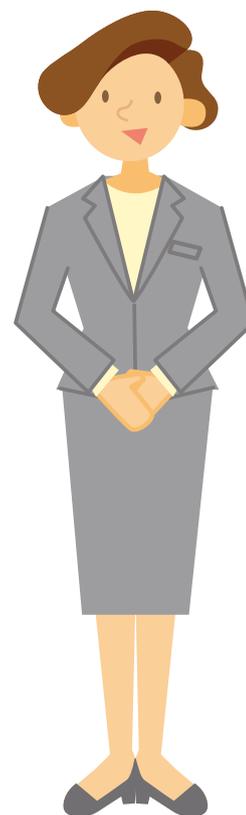
*銀行グループによっては「子会社」ではなく「関連会社」の場合もあります。

(2) 連結財務諸表

企業グループ全体の財務状況などを知るうえで、親会社である個別の企業の財務諸表だけをみても、それは企業グループの中の部分的な情報でしかないので、正確な情報は得られません。そこで、企業グループ全体としての財務諸表(連結財務諸表)の開示が求められるようになりました。

さらに銀行の自己資本比率規制の国際化の動きもあり、銀行の財務諸表では「連結財務諸表」がより重要視されるようになってきました。第2部で説明するディスクロージャー誌や有価証券報告書においても、連結財務諸表が先に記載されています。

ただし、この冊子では財務諸表の基本的な構成を理解していただくために、単体の財務諸表を中心に説明します。



3 貸借対照表

(1) 貸借対照表とは

貸借対照表は、ある一定時点における財産の状態を示す計算書です。

具体的には、ある企業が工場を購入する場合を例にとって説明しましょう。例えば、価格100の工場を購入したとすると、そのときの「財産の状態」は、まず、「価格100の工場を持っている」ということになります。しかし、それだけでは十分ではありません。その工場をどのようにして手に入れたのかによって、実質的な意味での「財産の状態」は大きく異なってくるからです。例えば、全額を自らが持っている資金(自己資金)で購入したのなら、その工場は100%自分のものです。しかし、「自己資金10と借入金90」で購入したのなら、いずれ返さなければならない「借入金90」を差し引いたもの(100-90=10)が正味の財産(=純資産)ということになります。このように貸借対照表で「財産の状態」を示すには、財産(=資産)だけでなく、それを手に入れた方法、つまり他人から借りたもの(=負債)と自己資金(=純資産)の3つを示す必要があります。そして、この3つをひとつにまとめたものが貸借対照表なのです。なお、貸借対照表は、左側(=資産の部)と右側(=負債の部+純資産の部)で構成されており、左側と右側が必ず等しくなることから、英語ではBalance Sheet : B/Sと呼ばれています。

(2) 銀行の貸借対照表

銀行の貸借対照表は **1** でも説明したように、一般事業会社とは大きく構成が異なります。銀行は、基本的に預金等で資金調達(負債)を行い、貸出金や有価証券等で資金運用(資産)を行っています。その内容を代表的な科目を中心に、詳しく見ていきましょう。



(貸借対照表) ※特定取引勘定設置銀行用

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---------------|----|---------------|----|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | | 預金 | |
| 現金 | | 当座預金 | |
| 預け金 | | 普通預金 | |
| コールローン | | 貯蓄預金 | |
| 買現先勘定 | | 通知預金 | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 定期預金 | |
| 買入手形 | | 定期積金 | |
| 買入金銭債権 | | その他の預金 | |
| 特定取引資産 | | 譲渡性預金 | |
| 商品有価証券 | | コールマネー | |
| 商品有価証券派生商品 | | 売現先勘定 | |
| 特定取引有価証券 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 特定取引有価証券派生商品 | | 売渡手形 | |
| 特定金融派生商品 | | コマーシャル・ペーパー | |
| その他の特定取引資産 | | 特定取引負債 | |
| 金銭の信託 | | 売付商品債券 | |
| 有価証券 | | 商品有価証券派生商品 | |
| 国債 | | 特定取引売付債券 | |
| 地方債 | | 特定取引有価証券派生商品 | |
| 短期社債 | | 特定金融派生商品 | |
| 社債 | | その他の特定取引負債 | |
| 株式 | | 借用金 | |
| その他の証券 | | 再割引手形 | |
| 貸出金 | | 借入金 | |
| 割引手形 | | 外国為替 | |
| 手形貸付 | | 外国他店預り | |
| 証書貸付 | | 外国他店借 | |
| 当座貸越 | | 売渡外国為替 | |
| 外国為替 | | 未払外国為替 | |
| 外国他店預け | | 短期社債 | |
| 外国他店貸 | | 社債 | |
| 買入外国為替 | | 新株予約権付社債 | |
| 取立外国為替 | | その他負債 | |
| その他資産 | | 未決済為替借 | |
| 未決済為替貸 | | 未払法人税等 | |
| 前払費用 | | 未払費用 | |
| 未収収益 | | 前受収益 | |
| 先物取引差入証拠金 | | 従業員預り金 | |
| 先物取引差金勘定 | | 給付補填備金 | |
| 保管有価証券等 | | 先物取引受入証拠金 | |
| 金融派生商品 | | 先物取引差金勘定 | |
| 金融商品等差入担保金 | | 借入商品債券 | |
| 社債発行費 | | 借入特定取引有価証券 | |
| リース投資資産 | | 借入有価証券 | |
| その他の資産 | | 売付債券 | |
| 有形固定資産 | | 金融派生商品 | |
| 建物 | | 金融商品等受入担保金 | |

| | | | |
|---------------|--|--------------|---|
| 土地 | | リース債務 | |
| リース資産 | | 資産除去債務 | |
| 建設仮勘定 | | その他の負債 | |
| その他の有形固定資産 | | 賞与引当金 | |
| 無形固定資産 | | 役員賞与引当金 | |
| ソフトウェア | | 退職給付引当金 | |
| のれん | | 役員退職慰労引当金 | |
| リース資産 | | 特別法上の引当金 | |
| その他の無形固定資産 | | 金融商品取引責任準備金 | |
| 前払年金費用 | | 繰延税金負債 | |
| 繰延税金資産 | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | 支払承諾 | |
| 支払承諾見返 | | 負債の部合計 | |
| 貸倒引当金 | | (純資産の部) | |
| | | 資本金 | |
| | | 新株式申込証拠金 | |
| | | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | |
| | | その他資本剰余金 | |
| | | 利益剰余金 | |
| | | 利益準備金 | |
| | | その他利益剰余金 | |
| | | 〇〇積立金 | |
| | | 繰越利益剰余金 | △ |
| | | 自己株式 | |
| | | 自己株式申込証拠金 | |
| | | 株主資本合計 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| | | 評価・換算差額等合計 | |
| | | 新株予約権 | |
| | | 純資産の部合計 | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

1 資産の部

① 有価証券

有価証券は銀行の資金運用の有力な手段です。有価証券は株式と債券に大きく分けられ、債券はさらに国債・地方債・社債に分けられます。銀行は機関投資家として、多くの有価証券を保有し、運用を行っています。

② 貸出金

貸出は銀行の固有業務であることもあり、貸出金は、資産の部の主役と言っても良い科目です。貸出金には企業への事業資金の貸出や住宅ローンをはじめとする個人向けの貸出があります。最近では、海外への貸出金の額も増加傾向にあります。

③ 貸倒引当金(マイナス項目)

銀行の貸出金が戻ってこない場合、貸倒れとなります。銀行は厳正に審査をして貸出をしていますが、これまでの経験からみると、それでも貸出金のうち何%かは貸倒れになります。そのため、将来貸倒れが発生した場合に、その損失をカバーするための備えとして、「貸倒引当金」を資産の部にマイナス項目として計上しています。貸倒引当金には、貸倒実績率にもとづいて引き当てる「一般貸倒引当金」と、貸出先の財務状態が悪化しているような場合に、個々の貸出金の状況に応じて引き当てる「個別貸倒引当金」の2種類があり、引当額は貸倒引当金繰入額という勘定科目で、損益計算書に計上されます。一般に、資産が回収できる可能性が悪化することに応じて、一般貸倒引当金・個別貸倒引当金と進み、最終的には貸倒償却に至ります。

この引当の算定に関して、銀行には自己査定制度という枠組みがあります。自己査定は貸出金や有価証券等を対象としています。大きな流れとしては、まず、信用格付にもとづき、債務者区分を行い、正常先～破綻先までの5段階に分類します。次に、担保や保証の保全状況等を加味した債権分類(I～Ⅳの四分類)を行います。最後に、債務者区分および債権分類にもとづき、必要な貸倒償却や貸倒引当金の繰入額の算定を行います。償却・引当に関する詳細については金融検査マニュアル等に記載されています。

④ コールローン

銀行を中心とした金融機関が日々の資金過不足を調整するため、ごく短期の資金の貸借を行う市場をコール市場といいます。

コールローンは、コール市場を経由する資金貸付を計上する科目です。これを借手側からみると、資金借入として「コールマネー」勘定(負債の部)に計上されます。

⑤ 買現先勘定

銀行は、一定期間後に一定価格で債券等を買戻す、または売戻すことを取引当初時点であらかじめ約束して売却または買入れるといった条件付売買取引を行うことがあります。これを現先取引といいます。

現先取引のうち、売戻条件付買戻取引に伴う資金貸付を買現先といい、「買現先勘定」で処理します。これを借手側からみると、買戻条件付売却取引に伴う資金借入として、「売現先勘定」(負債の部)に計上されます。

⑥ 特定取引資産

銀行は、さまざまな目的をもって金融商品取引を行っています。リスクを分散し中長期的な収益を獲得することを目的に株式や債券に投資するバンキング取引のほかに、市場価格の変動を利用して短期的な売買を行い、収益を獲得するといったトレーディング取引等を行っています。一定の条件を満たした銀行はトレーディング勘定を設置することとなっており(特定取引勘定設置銀行)、取引を行う資産を特定取引資産に計上し、原則として時価会計が適用されます。特定取引資産はさらに「商品有価証券」や「特定取引有価証券」、デリバティブ取引である「特定金融派生商品」等に分類されます。負債側では「特定取引負債」の科目で処理します。

デリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引、為替予約取引等があります。

○保有目的にもとづく分類

銀行は多くの有価証券を保有しており、金融商品に関する会計基準にもとづき、保有目的ごとに区分しています。その分類としては、「売買目的有価証券」、「満期保有目的の債券」、「子会社株式及び関連会社株式」、およびそのいずれにも該当しない「その他有価証券」の4つに区分されます。

例えば、売買目的有価証券は時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券が挙げられ、代表的な例が特定取引勘定に属する有価証券となります。

2 負債の部

○預金

銀行が受け入れた預金を計上します。銀行の負債のうち約70%を占める科目であり、資金調達の最大の源泉となるものです。預金については、当座預金、普通預金、定期預金等の種類ごとに区分されています。

3 純資産の部

①資本金

銀行は銀行法施行令により、資本金は20億円以上と定められています。そのため、銀行は会社法上の大会社に該当することになります。一方、持株会社には当該規定は適用されません。

②その他有価証券評価差額金

その他有価証券に区分した有価証券について決算日ごとに時価評価することから生じる評価差額を計上するものです。通常、売買目的有価証券であれば、評価益は損益計算書に計上しますが、その他有価証券の場合は評価差益を純資産の部に計上し、評価差損は当期の損益として処理する(部分純資産直入法の場合)という違いがあります。

なお、その他有価証券評価差額金の計上に当たっては、税効果会計を考慮する必要があります。税効果会計とは、会計上の資産・負債と税務上の資産・負債の計上のタイミングの違いがある場合において、法人税等の額を適切に期間按分し、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的としています。

例えば、その他有価証券に評価差益が生じている場合、その他有価証券評価差額金に計上されますが、将来実現する(=将来税金の支払が生じる)ものとして、繰延税金負債を計上します。

4 損益計算書

(1) 損益計算書とは

損益計算書とは、一定期間の経営成績を明らかにするための計算書で、一定期間に発生した収益・費用というフロー項目を集計して作成されます。

収益から費用を差し引いて、プラスになれば利益に、マイナスになると損失となります。会社がいくら稼いだのか、本業で稼いだのか、本業以外で稼いだのか、また稼ぐためにどのくらいの費用がかかったのかといった経営状況がわかります。英語では、Profit and Loss Statement : P/LやIncome Statementと呼ばれています。

(損益計算書) ※特定取引勘定設置銀行用

| 科 目 | 金 額 |
|----------------|-----|
| 経常収益 | ××× |
| 資金運用収益 | ××× |
| 貸出金利息 | ××× |
| 有価証券利息配当金 | ××× |
| コールローン利息 | ××× |
| 買現先利息 | ××× |
| 債券貸借取引受入利息 | ××× |
| 買入手形利息 | ××× |
| 預け金利息 | ××× |
| 金利スワップ受入利息 | ××× |
| その他の受入利息 | ××× |
| 役務取引等収益 | ××× |
| 受入為替手数料 | ××× |
| その他の役務収益 | ××× |
| 特定取引収益 | ××× |
| 商品有価証券収益 | ××× |
| 特定取引有価証券収益 | ××× |
| 特定金融派生商品収益 | ××× |
| その他の特定取引収益 | ××× |
| その他業務収益 | ××× |
| 外国為替売買益 | ××× |
| 国債等債券売却益 | ××× |
| 国債等債券償還益 | ××× |
| 金融派生商品収益 | ××× |
| その他の業務収益 | ××× |
| その他経常収益 | ××× |
| 貸倒引当金戻入益 | ××× |
| 償却債権取立益 | ××× |
| 株式等売却益 | ××× |
| 金銭の信託運用益 | ××× |
| その他の経常収益 | ××× |
| 経常費用 | ××× |
| 資金調達費用 | ××× |
| 預金利息 | ××× |
| 譲渡性預金利息 | ××× |

| | | |
|-----------------------------|-----|-----|
| コールマネー利息 | ××× | |
| 売現先利息 | ××× | |
| 債券貸借取引支払利息 | ××× | |
| 売渡手形利息 | ××× | |
| コマーシャル・ペーパー利息 | ××× | |
| 借入金利息 | ××× | |
| 短期社債利息 | ××× | |
| 社債利息 | ××× | |
| 新株予約権付社債利息 | ××× | |
| 金利スワップ支払利息 | ××× | |
| その他の支払利息 | ××× | |
| 役務取引等費用 | ××× | |
| 支払為替手数料 | ××× | |
| その他の役務費用 | ××× | |
| 特定取引費用 | ××× | |
| 商品有価証券費用 | ××× | |
| 特定取引有価証券費用 | ××× | |
| 特定金融派生商品費用 | ××× | |
| その他の特定取引費用 | ××× | |
| その他業務費用 | ××× | |
| 外国為替売買損 | ××× | |
| 国債等債券売却損 | ××× | |
| 国債等債券償還損 | ××× | |
| 国債等債券償却 | ××× | |
| 社債発行費償却 | ××× | |
| 金融派生商品費用 | ××× | |
| その他の業務費用 | ××× | |
| 営業経費 | ××× | |
| その他経常費用 | ××× | |
| 貸倒引当金繰入額 | ××× | |
| 貸出金償却 | ××× | |
| 株式等売却損 | ××× | |
| 株式等償却 | ××× | |
| 金銭の信託運用損 | ××× | |
| その他の経常費用 | ××× | |
| 経常利益（又は経常損失） | | ××× |
| 特別利益 | | ××× |
| 固定資産処分益 | ××× | |
| 負ののれん発生益 | ××× | |
| 金融商品取引責任準備金取崩額 | ××× | |
| その他の特別利益 | ××× | |
| 特別損失 | | ××× |
| 固定資産処分損 | ××× | |
| 減損損失 | ××× | |
| 金融商品取引責任準備金繰入額 | ××× | |
| その他の特別損失 | ××× | |
| 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） | | ××× |
| 法人税、住民税及び事業税 | ××× | |
| 法人税等調整額 | ××× | |
| 法人税等合計 | | ××× |
| 当期純利益（又は当期純損失） | | ××× |

(2) 銀行の損益計算書

銀行の損益計算書では、貸出金から得られる貸出金利息や、預金者に支払う預金利息等が中心となります。銀行のビジネスは多様化していますが、何によって利益を得ているのかも理解できるようになっています。

銀行の損益計算書は経常損益と特別損益の区分に大きく分かります。また、一般事業会社の「売上高」のような区分はなく、経常損益の区分はさらに、5つに分解されることとなります。これは、多岐にわたる業務の性格により分かれているものといえます。

【経常損益】-----

銀行の営業活動によって通常発生する収益(経常収益)から費用(経常費用)を差し引いた額がプラスの場合は経常利益、マイナスの場合は経常損失として計上することになります。それぞれの内訳は以下のとおりです。

① 資金運用収益 / 資金調達費用

資金運用収益は、資金運用業務から生じる利息関係を表す区分で、その内訳としては「貸出金利息」、「有価証券利息配当金」、「コールローン利息」等があります。

資金調達費用は、資金調達業務から生じる関係費用を表す区分で、代表的な科目としては「預金利息」、「譲渡性預金利息」、「借入金利息」、「社債利息」等があります。

② 役務取引等収益(費用)

役務提供の対価としての収益(費用)を計上し、収益は為替業務等により受け取る「受入為替手数料」と口座振替手数料や投信販売手数料(証券関連業務)等の「その他の役務収益」に区分し、費用は支払為替手数料およびその他の役務費用に区分されます。

③ 特定取引収益(費用)

特定取引勘定設置銀行が、証券業務として、または特定取引のヘッジ目的で取引する国債等有価証券から生じた売買損益や評価損益等を計上するものです。

④その他業務収益(費用)

国債等債券売却・償還損益や金融派生商品損益を計上するものです。

⑤その他経常収益(費用)

上記①～④以外の経常損益で、株式等売却損益や貸倒引当金戻入益、費用における貸倒引当金繰入額を計上するものです。

⑥営業経費

各種業務の経費を計上する科目です。行員の給料等の人件費や物件費、法人税や住民税等を除く税金などです。広告宣伝費や預金保険料も含まれます。

【特別損益】-----

特別損益は臨時的に発生した金額を計上するものです。例えば、固定資産処分損益や減損損失(帳簿価額から回収可能価額が下回った場合の減額処理)を計上するものです。

【当期純利益/損失】-----

経常損益に特別損益を加え、(損失の場合は差引)、法人税等の税金を計上すると当期純利益(マイナスの場合は当期純損失)が計上されます。

(3) 連結損益計算書

連結損益計算書は親会社と子会社を合わせた企業グループの経営成績を表すものであり、利益のどれだけが親会社に帰属するかという観点に関し、明確化するため、「親会社株主に帰属する当期純利益」や「非支配株主に帰属する当期純利益」といった科目が存在します。

(連結損益計算書) ※特定取引勘定設置銀行用

| 科 目 | 金 額 |
|------------------|-----|
| 経常収益 | ××× |
| 資金運用収益 | ××× |
| 貸出金利息 | ××× |
| 有価証券利息配当金 | ××× |
| コールローン利息及び買入手形利息 | ××× |
| 買現先利息 | ××× |
| 債券貸借取引受入利息 | ××× |
| 預け金利息 | ××× |
| その他の受入利息 | ××× |
| 役務取引等収益 | ××× |
| 特定取引収益 | ××× |
| その他業務収益 | ××× |
| その他経常収益 | ××× |
| 貸倒引当金戻入益 | ××× |
| 償却債権取立益 | ××× |
| その他の経常収益 | ××× |
| 経常費用 | ××× |
| 資金調達費用 | ××× |
| 預金利息 | ××× |
| 譲渡性預金利息 | ××× |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | ××× |
| 売現先利息 | ××× |
| 債券貸借取引支払利息 | ××× |
| コマーシャル・ペーパー利息 | ××× |
| 借入金利息 | ××× |
| 短期社債利息 | ××× |
| 社債利息 | ××× |
| 新株予約権付社債利息 | ××× |
| その他の支払利息 | ××× |
| 役務取引等費用 | ××× |
| 特定取引費用 | ××× |
| その他業務費用 | ××× |
| 営業経費 | ××× |
| その他経常費用 | ××× |
| 貸倒引当金繰入額 | ××× |
| その他の経常費用 | ××× |

| | | |
|--|-----|-----|
| 経常利益（又は経常損失） | | ××× |
| 特別利益 | | ××× |
| 固定資産処分益 | ××× | |
| 負ののれん発生益 | ××× | |
| その他の特別利益 | ××× | |
| 特別損失 | | ××× |
| 固定資産処分損 | ××× | |
| 減損損失 | ××× | |
| その他の特別損失 | ××× | |
| 税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） | | ××× |
| 法人税、住民税及び事業税 | ××× | |
| 法人税等調整額 | ××× | |
| 法人税等合計 | | ××× |
| 当期純利益（又は当期純損失） | | ××× |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 （又は非支配株主に帰属する当期純損失） | | ××× |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 （又は親会社株主に帰属する当期純損失） | | ××× |



5 包括利益計算書

包括利益とは、銀行の特定期間の財務諸表において認識された純資産の動き（変動額）のうち、その銀行の純資産に対する株主といった持分所有者との直接的な取引によらない部分をいいます。つまり、損益計算書だけでは測ることができない利益を把握することができるのです。また、包括利益計算書については単体財務諸表には当分の間適用しないこととされています。

代表的なものは、有価証券のうち、その他有価証券の評価差額を表す、その他有価証券評価差額金が挙げられます。

また、包括利益の財務諸表上の表示形式は2種類あり、1計算書方式と2計算書方式があり、どちらも銀行法施行規則別紙様式上、認められています。

①1計算書方式

銀行の当期純利益の表示と包括利益の表示を一つの計算書（「損益及び包括利益計算書」という名称）で行う形式

②2計算書方式

銀行の当期純利益を表示する損益計算書と、包括利益を表示する包括利益計算書からなる形式

（以下は2計算書方式の連結包括利益計算書様式）

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|-----|
| 当期純利益（又は当期純損失） | ××× |
| その他の包括利益 | ××× |
| その他有価証券評価差額金 | ××× |
| 繰延ヘッジ損益 | ××× |
| 為替換算調整勘定 | ××× |
| 退職給付に係る調整額 | ××× |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | ××× |
| 包括利益 | ××× |
| 親会社株主に係る包括利益 | ××× |
| 非支配株主に係る包括利益 | ××× |

6 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書とは、銀行の貸借対照表の純資産の部における各項目の当期中の変動額を変動事由ごとに表示する表です。具体的には以下のとおりです。

| | 株主資本 | | | | | | | | | | 評価・換算差額等 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|------|-------|----------|---------|-------|----------|---------|------|--------|--------------|----------|----------|------------|---------|-------|-------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | | | | | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | | | ××積立金 | 繰越利益剰余金 | | | | | | | | | |
| 当期首残高 | XX | XX | XX | XX | XX | XX | XX | XX | XX | XX | XX | XX | XX | XX | XX | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | XX | XX | | XX | | | | | | XX | | | | | XX | |
| 剰余金の配当 | | | | | XX | | △XX | △XX | | △XX | | | | | △XX | |
| 当期純利益 | | | | | | | XX | XX | | XX | | | | | XX | |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | | XX | XX | | | | | XX | |
| | | | | | | | | | | | | | | | XX | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | | | | | XX | XX | XX | XX | XX | |
| 当期変動額合計 | XX | XX | - | XX | XX | - | XX | XX | XX | XX | XX | XX | XX | XX | XX | |
| 当期末残高 | XX | XX | XX | XX | XX | XX | XX | XX | △XX | XX | XX | XX | XX | XX | XX | |

株主資本には多くの項目が存在していますが、それぞれ当期首残高、当期変動額および当期末残高を記載し、そのうちの当期変動額については変動事由ごとに当期変動額および変動事由を記載します。

7 キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は一定期間の銀行に対する「キャッシュ」の流入・流出を表します。つまり、お金の流れを示した財務諸表の一種といえます。一般企業でいえば、売掛金を回収したらキャッシュの流入になりますが、銀行は①で説明したように、一般企業とは性質が大きく異なる業種ですので、以下のとおり科目も異なっています。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------------------------|-----|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税金等調整前当期純利益 (又は税金等調整前当期純損失 (△)) | |
| 減価償却費 | |
| 減損損失 | |
| 貸倒引当金の増減 (△) | |
| 資金運用収益 | |
| 資金調達費用 | |
| 有価証券関係損益 (△) | |
| 貸出金の純増 (△) 減 | |
| 預金の純増減 (△) | |
| 資金運用による収入 | |
| 資金調達による支出 | |
| | |
| 小 計 | |
| 法人税等の支払額 | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の取得による支出 | |
| 有価証券の売却による収入 | |
| 有形固定資産の取得による支出 | |
| 有形固定資産の売却による収入 | |
| | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 株式の発行による収入 | |
| 自己株式の取得による支出 | |
| 配当金の支払額 | |
| 非支配株主への配当金の支払額 | |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出 | |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入 | |
| | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | |

これを見るとわかるとおり、企業の活動は3つに分けられ、それぞれからのキャッシュの流出入を「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」に区分しています。

例えばキャッシュ・フロー計算書において何らかの科目で大きなキャッシュの減少が起きていた場合、資金繰り等に問題が発生している場合があります。また、企業が財務活動により多くの資金を調達している場合も把握することが可能です。

なお、現在は有価証券報告書等において、連結キャッシュ・フロー計算書を開示している場合には、単体のキャッシュ・フロー計算書を開示する必要はありません。

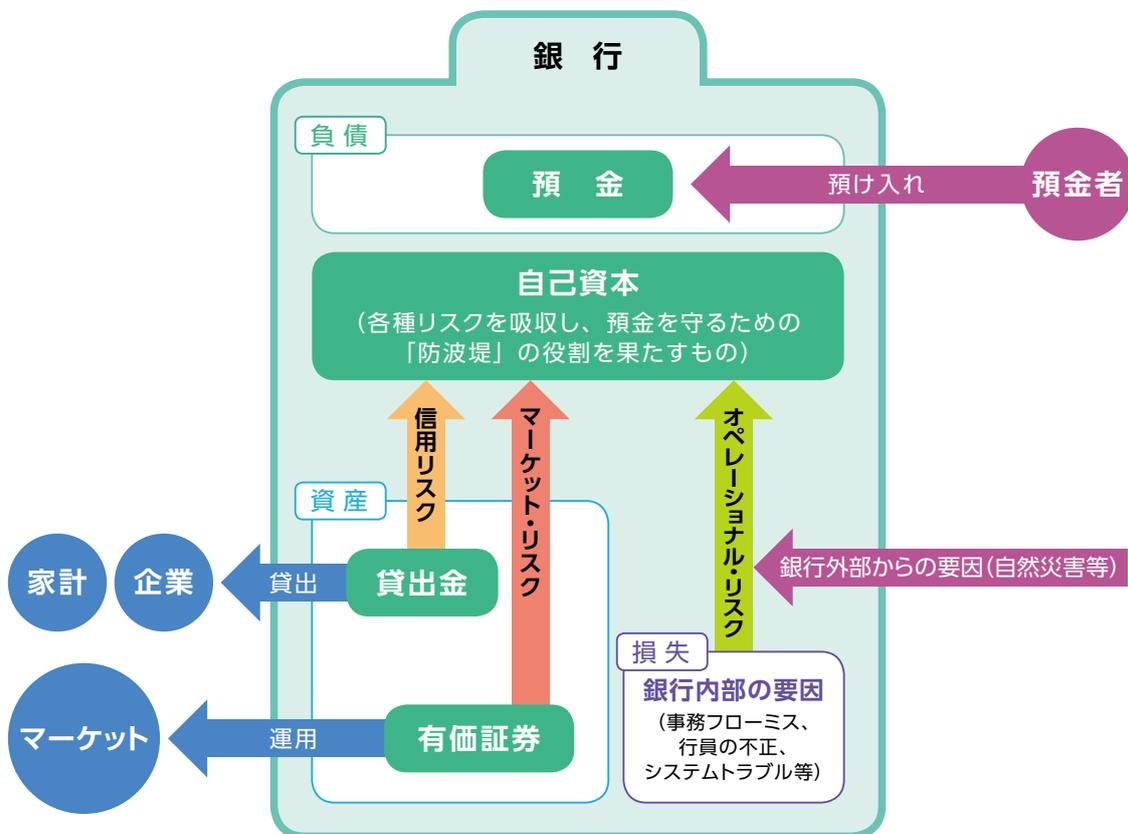


8 自己資本比率規制

銀行のビジネスには様々なリスクが伴います。例えば、貸出金では、信用リスク(貸したお金が戻ってこないリスク)を伴いますし、市場取引では、マーケット・リスク(国債などの時価が下がり損失を被るリスク)を伴います。さらに、オペレーショナル・リスク(事務上のミス、システム障害、不正行為、自然災害等によって生じるリスク)を伴います。

銀行は、これらのリスクをコントロールしつつ、一定限度に抑えるようにしていますが、どうしても防げないリスクがあります。銀行に対しては、経営の安全度・安定度が重視されることから、これらのリスクに対して一定レベル以上の強固な財務基盤(=自己資本)を持つことが求められています。このような財務基盤によって、銀行の破綻による預金者や債権者などの負担を軽減し、銀行を通じた金融仲介システムの安定性・安定性を図ることが可能です。(図1参照)

● 図1 自己資本とリスク



銀行の自己資本比率は、資産の各項目にそれぞれのリスクウェイトを乗じて得た額の合計額(信用リスク)、資産の市場変動リスク相当額(マーケット・リスク)および事務上のミス等によるリスク相当額(オペレーショナル・リスク)の総和で表わされるリスク・アセットの額(=分母)に対する自己資本の額(=分子)の比率で示されます。

自己資本比率規制は、国際的に統一されたルールにもとづくものであり、その比率は、銀行監督上および市場の参加者が銀行を比較するうえで、基本的な指標の一つと捉えられています。

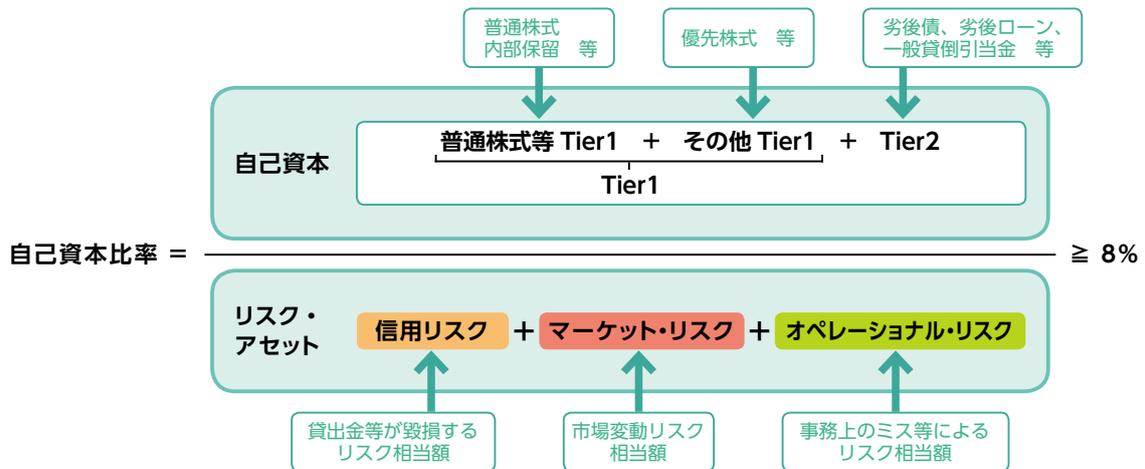
国際的なルールとしての自己資本比率規制は、1988年に策定され、その後、数次の改訂によって、バージョンアップが図られてきています。自己資本比率規制は、自己資本比率の最低基準を定めた第1の柱、銀行自身のリスク管理をベースに監督当局が検証を行う第2の柱、情報開示を充実して市場による監視の実効性を高める第3の柱の3つの大きな柱から構成されています。

国際的に統一されたルールは、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である、バーゼル銀行監督委員会が策定しています。同委員会には、日本からは金融庁と日本銀行が参画しています。事務局は、スイス・バーゼルの国際決済銀行(BIS;Bank for International Settlements)に置かれています。

日本では、国際的なルールを踏まえ、銀行法(第14条の2)の規定を拠り所として、金融庁が日本の銀行に適用するルールを策定しています。そのルールでは、国際的に活動する銀行と国内だけで営業している銀行に分けて、それぞれ基準が設定されています。

国際的に活動する銀行に対しては、国際的なルールに従ったかたち(図2)で、また、国内だけで営業している銀行に対しては、国際的なルールを踏まえつつ、国内の地域金融機関の金融仲介機能等への影響も考慮した日本独自の規制となっています。

● 図2 国際的に活動する銀行における自己資本比率規制の要件の一つ



現在のバーゼルⅢと呼ばれる規制では、自己資本比率規制だけでなく、銀行のバランスシート上の数値をベースにしたレバレッジ比率規制(自己資本をバランスシート上の総資産に一定の調整を加えたもので除した比率)や流動性規制(①30日間のストレス(金融市場の混乱等)下での資金流出に対応できるよう、良質な流動資産の確保を求める規制、②流動性が低く、売却が困難な資産を保有するのであれば、中長期的に安定的に調達(負債・資本)を求める規制)なども加えられています。

第2部

銀行のディスクロージャー

企業は様々なディスクロージャー（開示）を行っています。特に株式市場に上場している企業は義務づけられている開示も多くなっています。銀行もその例外ではありません。そもそも、銀行は株式会社でなければならない、と銀行法で定められています（銀行法第4条の2）。これは銀行の公共性の高さによるもので、市場の監視がなされる必要があるためと考えられます。

また、銀行には預金者を保護するという重要な役割があり、銀行独自の開示も存在しています。実際に見ていくことにしましょう。

① 銀行のディスクロージャーの枠組み

①金融商品取引法による開示 - 有価証券報告書

有価証券報告書は、金融商品取引所（証券取引所）に上場されている有価証券（上場会社）の発行者等に提出義務が課せられています。有価証券報告書は、証券流通市場における投資者の投資判断に必要な重要な企業内容開示を目的とするもので、事業年度経過後（銀行の場合は4月～3月が1事業年度）、3か月以内に有価証券報告書を提示することになります。また、上場会社等は四半期報告書を提出する必要があります。

銀行の有価証券報告書の記載内容については、一般事業会社と同様の部分もありますが、第1部で説明したとおり、財務諸表や業務内容が大きく異なるため、開示内容についても特別なものが存在します。（例えば、金融商品の内訳に関し詳細に記載する等）

また、金融商品取引法では、有価証券報告書提出会社のうち、上場会社等については、有価証券報告書のほか、当該有価証券報告書の記載内容が適正であることを記載した確認書および内部統制報告書（当該会社の属する企業集団および当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制が整備できているかを評価した報告書で、公認会計士または監査法人の監

査証明を受けることが義務づけられています) を内閣総理大臣に提出することを義務づけています。

②会社法による開示 - 事業報告・計算書類

会社法では、株主・債権者に対する情報提供を目的に、計算書類等(計算書類および事業報告等)や監査報告・会計監査報告を定時株主総会の日から2週間前から5年間本店に、備え置くこととされています。

③取引所規則による開示 - 決算短信

重要な会社情報を投資者に適時に提供するという速報性を重視した開示であり、決算発表は期末後45日以内の開示が適当とされています。また、上場会社は有価証券の投資判断に重要な影響を与える事項については適時開示を行うこととなっています。

④銀行法による開示 - ディスクロージャー誌

銀行は、銀行法第21条により、事業年度ごとに、業務および財産の状況に関する事項を記載した中間事業年度および事業年度に係る説明書類を作成して、営業所に備え置き、公衆の縦覧に供することが求められています。これにより、作成されるものが「ディスクロージャー誌」と呼ばれるものです。

以下がディスクロージャー誌の主な記載内容ですが、昨今では「自己資本の充実の状況」に関する開示が大幅に増加しています。これは、銀行による情報開示を拡充し、市場規律を高める(=市場参加者による監視を強化する)ことによって、銀行に対し自己資本の充実およびリスク管理水準の向上を促すことを目的としたもので、自己資本比率規制の3つの大きな柱のうちの第3の柱と位置づけられています。

● ディスクロージャー誌の主な内容(単体・事業年度)

| | |
|-----------------------|--|
| 銀行の概況・組織 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 経営の組織 ▶ 大株主の氏名・持株数等 ▶ 取締役・監査役の氏名・役職 |
| 銀行の主な業務 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 銀行の主要な業務の内容 ▶ 事業の概況(直近事業年度分) ▶ 主要な業務の状況を示す指標(直近5事業年度分) <ul style="list-style-type: none"> ・経常収益 ・経常利益/経常損失 ・当期純利益/当期純損失 ・資本金・発行済株式総数 ・純資産額 ・総資産額 ▶ 業務の状況を示す指標(直近2事業年度分) <ul style="list-style-type: none"> ・主要な業務の状況を示す指標 ・預金に関する指標 ・貸出金等に関する指標 ・有価証券に関する指標 |
| 銀行の業務運営 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ リスク管理の体制 ▶ 法令遵守の体制 ▶ 中小企業経営の改善・地域活性化のための取組状況 等 |
| 銀行の財産の状況 (直近2事業年度) | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 ▶ リスク管理債権残高 (破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権) ▶ 自己資本の充実の状況 ▶ 貸倒引当金の期末残高・期中増減額 ▶ 貸出金償却の額 等 |

2 銀行の経営指標

銀行業という業務は、小さな銀行でも数十億の預金を持ち、大きな銀行であれば数十兆円の預金があります。それを踏まえると、財務諸表の数値や規模だけで判断するのではなく、何をもって銀行の収益性や健全性を測ることができるのか、学んでおくことも重要です。

まずは決算説明資料における損益状況を説明した代表的な形式を見てみましょう。この形式の中にはいくつかの経営指標が表れています。

| | ××年度 | 前年度比増減額 | 増減率 |
|-------------------------|------|---------|-----|
| 業務粗利益 | | | |
| 国内業務粗利益 | | | |
| 資金利益 | | | |
| 役務取引等利益 | | | |
| 特定取引利益 | | | |
| その他業務利益 | | | |
| 国際業務粗利益 | | | |
| 資金利益 | | | |
| 役務取引等利益 | | | |
| 特定取引利益 | | | |
| その他業務利益 | | | |
| 経費 (△) | | | |
| 人件費 (△) | | | |
| 物件費 (△) | | | |
| 税金 (△) | | | |
| 実質業務純益 | | | |
| うち国債等債券関係損益 | | | |
| 一般貸倒引当金繰入額 (△) | | | |
| 業務純益 | | | |
| 臨時損益 | | | |
| 個別貸倒引当金繰入額 (△) | | | |
| 貸出金償却 (△) | | | |
| 株式等関係損益 | | | |
| 貸倒引当金戻入益 | | | |
| 償却債権取立益 | | | |
| その他 | | | |
| 経常利益 | | | |
| 特別損益 | | | |
| 税引前当期純利益 | | | |
| 法人税、住民税及び事業税 (△) | | | |
| 法人税等調整額 (△) | | | |
| 当期純利益 | | | |

(1) 収益性・効率性の指標

① 業務粗利益

銀行本来の業務の収支である「資金運用収支」、「役務取引等収支」、「特定取引収支」および「その他業務収支」の4つの合計が業務粗利益です。業務粗利益は損益計算書には項目が設けられていませんが、銀行の主要な業務の状況を示す指標としてディスクロージャー誌における開示が義務づけられています。

② 実質業務純益・業務純益

銀行本来の業務の収支である業務粗利益だけでは、銀行の収益力を計ることはできません。なぜなら、そこから業務を行ううえでかかった人件費などの経費を差し引かなければならないからです。業務粗利益から臨時的な色彩のない経費等を除いたものを実質業務純益といい、さらに一般貸倒引当金繰入額を除いたものが業務純益で、銀行が本来の業務活動で稼ぎ出した1年間の利益ということになります。

③ 利ざや

利ざやとは、例えば、総資金利ざや(貸出金利などの「資金運用利回り」-預金金利などの「資金調達原価」)のことです。

預金と貸出は銀行の代表的な業務ですから、そこから生じる収益(貸出金利息-預金利息)は銀行の収益全体の中でも非常に大きなウェイトを占めています。したがって、預貸金利ざや(貸出金金利-預金金利)は、銀行の収益全体に大きな影響を与えることとなりますので、収益力を判断するための1つのポイントとなります。

④ 経費率

いかに少ない経費(人件費や物件費等)で大きな利益をあげているか、つまりどれだけ効率的な経営が行われているかということも収益性を判断するうえでは重要です。

「経費÷業務粗利益×100」を経費率といいます。これを見ることで効率性の度合いを知ることができます。

経費率は銀行法で定められた開示項目ではありませんが、多くの銀行がディスクロージャー誌等の中で開示しています。

⑤その他

経常利益や当期純利益が黒字だと一般事業会社と同様に、ROA (Return on Assets : 総資産利益率) やROE (Return on Equity : 自己資本利益率) も収益性を知るための有益な指標となります。ROA {=当期純利益/総資産(平均残高)} は、現在保有している総資産をいかに効率的に使用して利益をあげているかを表す指標です。また、ROE {=当期純利益/純資産-新株予約権(平均残高)} は株主の投下資本をいかに効率的に使用して利益をあげているかを表す指標です。ROA、ROEとも数値が高いほど収益性が高いと言えます。

ほかにも、RORA (Return on Risk-Weighted Assets) という指標もあります。これは、金融機関が取っているリスクに対して収益をどれだけ上げているのかを示すものです。

(2) 健全性の指標

①自己資本比率

自己資本比率とは、リスク・アセットに対して資本金などの自己資本がどれくらいあるかを示す指標のことです。多額の貸出金の回収ができないということになると大きな費用や損失が発生してしまい、その損失を収益でカバーできないような場合には、自己資本を取り崩して処理することもあります。自己資本が大きく減ってしまうと、万一の事態に備えた銀行の体力が弱まることになり、経営にも影響する可能性があります。このため、この数値が銀行の健全性を表す指標となっています。詳しくは第1部 **8** を参照してください。

②格付け

格付けとは、資金調達のために債券等を発行する会社が負う金融債務の履行能力および個々の債務(債券やローン等)の支払いの確実性を示したものです。例えば、債務履行能力が高い順に、AAA(トリプルA)、AA(ダブルA)、A(シングルA)、BBB、BB、B、CCC、CC、C、D、といった表示がされます。また、プラスやマイナスの記号が付されることもあります(例 AA+、AA-)。

こうした格付け情報は、格付け専門会社のホームページや個別銀行のホームページ、会社四季報等で入手することができます。

③不良債権の残高

不良債権などの残高に関する情報には、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律)にもとづく開示債権(金融再生法開示債権)と銀行法にもとづく開示債権(リスク管理債権)の2種類があります。

不良債権の残高が大きければそれを処理するための費用や損失が大きくなり、それを収益でカバーできないような場合には自己資本を取り崩して処理することもあります。このため、不良債権の残高に関する情報は銀行の健全性に関する重要な情報といえます。また、残高を見る際には、規模(残高)に対して不良債権の残高の割合(「不良債権比率」=金融再生法開示債権残高/総与信残高)が大きくないかといった点にも注目すると、健全性についてより適確に判断できるようになります。ただし、不良債権の残高が多い場合でも、将来発生する処理費用がすでに手当てされているような場合や、不良債権のうち回収が見込まれる部分が多いような場合には必ずしも健全性が低いということにはなりません。

また、貸倒引当金を計上して処理費用を事前に手当てすることを「引当」といい、不良債権の残高に対して引当がなされている部分の割合を「引当率」といいます。また、不良債権の残高に対する、担保・保証などによって回収が見込める部分と引当がなされている部分との合計の割合を「保全率」といいます。「引当率」も「保全率」も銀行法で定められた開示項目ではありませんが、残高を見るだけではわからない「不良債権の状態」を知ることができる情報です。

不良債権とは、元本や利息の返済が行われな可能性のある債権のことです。銀行は、返済の見込みがある限りは返済の期限を延ばしたり、貸出条件を緩和したりしていますが、返済の見込みがなくなった債権は処理をする必要があります。不良債権の処理方法には、回収不能となった場合の損失を事前に手当てするために、その可能性に応じて貸倒引当金を計上する方法(間接償却)と貸出先の破たんなどにより損失額が確定した段階で処理をする方法(最終処理)がありますが、いずれの場合も、費用や損失が発生することになります。不良債権処理によって費用や損失が増えれば、その分、利益は減少し、その程度が大きい場合には資本も減少することになります。このため、不良債権が多ければ多いほど、資本、つまり健全性にマイナスの影響を与えることになるわけです。

● 金融再生法にもとづく開示債権 —金融再生法開示債権—

| 分類 | 内容 |
|----------------------|---|
| ① 破産更生債権およびこれらに準ずる債権 | 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権 |
| ② 危険債権 | 債務者が経営破綻の状態には至ってはいないが、財務状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権 |
| ③ 要管理債権 | <ul style="list-style-type: none"> ● 3ヵ月以上延滞債権（元金または利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権） ● 貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲渡を与える約定条件の改定などを行った貸出債権） （注）いずれも①②を除く。 |
| ④ 正常債権 | 債務者の財務状態および経営成績に特に問題のないものとして、上記以外に区分される債権 |

● 銀行法にもとづく開示債権 —リスク管理債権—

| 分類 | 内容 |
|-------------|---|
| ① 破綻先債権 | 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者等に対する貸出金 |
| ② 延滞債権 | 元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、原本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（①および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予している貸出金を除く） |
| ③ 3ヵ月以上延滞債権 | 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金（①②を除く） |
| ④ 貸出条件緩和債権 | 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（①～③を除く） |

※金融再生法開示債権は貸出金以外の債権も対象にしていますが、リスク管理債権は貸出金だけを対象にしています。